

JILPT 調査シリーズ

No.88

2011年9月

「短時間労働者実態調査」結果 -改正パートタイム労働法施行後の現状-

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



「短時間労働者実態調査」結果
— 改正パートタイム労働法施行後の現状 —

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

パートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）の制定から、17年余りが経過した。

この間、短時間労働者（週35時間未満）は、1993年当時の929万人（雇用者総数の18.2%）から、直近のピークで2009年に約1,431万人（26.9%）、2010年には約1,414万人（26.6%）まで著しく増大（量的拡大）した（総務省「労働力調査」）。これに伴い、かつては正社員が担っていたような仕事や、正社員と近い中核的な仕事等に、短時間労働者を従事させるケースもみられてきた（質的基幹化）。また、就職氷河期における新卒採用の低迷や、人件費の固定化の回避を企図した正社員採用の抑制等により、やむを得ず短時間労働者という働き方の選択を余儀なくされる若年層や男性・生計者等も流入した。

こうしたなか、同法は2007年5月に初めて改正され、大幅に実効性を高めた法規制として、新たな一步を踏み出した（2008年4月施行）。改正では、「通常労働者と同視すべき短時間労働者」に対する差別的な待遇取扱いを禁止し、正社員転換推進措置の実施や、短時間労働者の労働条件の特定事項の文書等による明示（過料あり）、待遇決定に当たり考慮した事項等の説明を義務づけた。また、短時間労働者の職務や人材活用等の異同に応じた、正社員との均衡待遇の確保が努力義務として明記され、教育訓練の実施（義務・努力義務化）や福利厚生施設の提供（配慮義務化）等も盛り込まれた。

これらの改正は、事業所における短時間労働者の雇用管理や、今日的な個別・短時間労働者の働き方に、どのようなインパクトをもたらしたのか――。当機構では、改正パートタイム労働法の施行から2年を経過した時点における実態を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

その結果をまとめた本調査シリーズが、今後のパートタイム労働施策の形成に当たっての政策論議の活性化に資すれば幸いである。

2011年9月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 山口 浩一郎

担当者

荻野 登 調査・解析部部长

渡辺 木綿子 調査・解析部主任調査員補佐（執筆）

目 次

第Ⅰ部 アンケート調査結果	1
第1章 調査の概要	3
第1節 調査の趣旨	3
第2節 調査の方法	3
第2章 調査結果の概要	5
【事業所に対する調査結果】	
第1節 有効回答事業所の主な属性	5
1. 業種	5
2. 従業員規模	5
3. 従業員に占める非正社員の割合	6
4. 非正社員を雇用している理由	6
第2節 短時間労働者を雇用している事業所の主な属性	7
1. 短時間労働者を雇用している事業所の割合	7
2. 業種	7
3. 従業員規模	8
4. 雇用形態別の従業員構成	8
第3節 短時間労働者の雇用状況	9
1. 短時間労働者全般（A）の雇用理由	9
2. 短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種、同職種に就いている正社員の有無、 同職種に占める短時間労働者の割合	10
3. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の週当たり所定労働時間数、 同職種に就いている正社員と比較した週当たりの所定労働時間割合	11
4. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の1日当たり所定労働時間数、 同職種に就いている正社員と比較した1日当たりの所定労働時間割合	11
5. もっとも人数が多い職種に就いている短時間労働者の契約期間・更新の有無	12
第4節 短時間労働者の中でもっとも人数が多い職種に就いている正社員がいる事業所に おける短時間労働者の雇用状況	13
1. 正社員と職務がほとんど同じ（B）、かつ人材活用の仕組み等も同じ（C）、 さらに（実質）無期契約（D）の各短時間労働者の有無	13
2. 正社員と職務がほとんど同じかつ人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者（C）の 人材活用状況	15
3. 正社員と職務がほとんど同じ（B）、かつ人材活用の仕組み等も同じ（C） 各短時間労働者に対する処遇状況	16
（1）基本賃金、役職手当、賞与、退職金の算定方法	16

(2) 基本賃金の性格	17
(3) 1時間当たり賃金の正社員賃金に対する割合	17
第5節 短時間労働者全般を雇用している事業所における短時間労働者の雇用状況	19
1. 短時間労働者全般（A）及び正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者（B）の賃金決定要素	19
2. 短時間労働者全般（A）に対する手当等各種制度の実施状況	19
3. 短時間労働者全般（A）及び正社員と職務がほとんど同じ短時間労働者（B）の教育訓練機会	20
4. 短時間労働者から正社員への転換推進措置の実施状況	21
5. 正社員転換推進措置を「実施していない」理由及び実施する上で「支障がある」理由	23
6. 短時間正社員制度の導入・運用状況	23
7. 短時間労働者の採用時における労働条件の明示状況	24
8. 短時間労働者に対する処遇についての説明状況	24
9. 就業規則作成の際の短時間労働者からの意見聴取	25
10. 短時間労働者から処遇に対する苦情の申し出を受けた場合の自主的解決努力	25
11. 短時間労働者の処遇をめぐる労働組合との話し合い	25
12. 短時間雇用管理者の選任の有無	26
13. 改正パートタイム労働法の施行を機に実施した雇用管理の改善等見直し状況	26
14. 短時間労働者の今後の活用方針	27
15. 在籍する短時間労働者を外部応募者より優先させて採用した経験と今後の方針	28
16. 正社員と職務が同じ短時間労働者に対する差別待遇禁止義務の考え方についての賛否	28

【短時間労働者に対する調査結果】

第6節 短時間労働者の基礎情報	30
1. 性別及び年齢	30
2. 配偶者の有無、配偶者がいる場合の配偶者の昨年の年収	30
3. 生活の主な収入源	31
4. 最終学歴	32
5. 現在の勤務先で働き始める直前の仕事の雇用形態	32
6. 就業している理由	33
7. 短時間労働者という働き方を選択した理由	33
8. 短時間労働者として働いている通算期間	34
9. 短時間労働者として現在の会社で働き始めてからの期間	34
10. 現在の雇用契約における期間の定めの有無・長さ及びこれまでの更新状況	35

1 1.	週当たり出勤日数、1日当たり所定労働時間数、残業の有無と時間数	35
1 2.	現在の給与の支払方法と基本水準	36
1 3.	過去一年間に短時間労働者として働いた税込年収	37
1 4.	雇用保険の加入状況	38
1 5.	厚生年金保険及び健康保険の加入状況	38
1 6.	過去一年間における就業調整の有無と理由	39
第7節	就業状況	40
1.	現在の職種	40
2.	役職の有無	40
3.	同じ仕事を行っている正社員の有無と同正社員と比較した賃金水準に対する納得性	40
4.	賃金水準について納得できる理由・納得できない理由	42
5.	同じ仕事を行っている正社員と比べた時間当たり賃金で納得できる水準	42
6.	賃金以外の処遇等で納得できないもの	43
7.	短時間労働者として雇入れられる際の労働条件の明示	44
8.	現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無と内容	44
9.	不満・不安を相談した経験の有無と相談相手、事業主や職場の上司等に相談した ことがある場合の納得性	45
1 0.	今後、不満・不安が生じた場合の相談意向	46
1 1.	今後の働き方についての考え方及び正社員になりたい場合の理由	47
1 2.	短時間正社員、地域限定正社員の選択志向	47
1 3.	改正パートタイム労働法の施行に伴う職場の変化	48
第3章	調査結果についての考察	49
第1節	改正パートタイム労働法の効果・課題をどうみるか	49
1.	前提<留意点1～4>	49
2.	短時間労働者の雇用管理のあり方全般の見直しについて	54
	論点①正社員と比較して職務（B）や人材活用の仕組み等（C）が同じ、さらには （実質）無期契約（D）の各短時間労働者がいる事業所で、とくにどのような 雇用管理の改善等見直しが行われたか	56
	論点②労働組合は同法を処遇改善ツールとして充分、活用できているか	57
	論点③改正パートタイム労働法に基づく雇用管理の改善等見直しは、 短時間労働者の処遇に対する納得性向上に寄与しているか	59
3.	労働条件の明示について	61
4.	短時間労働者全般（A）の処遇について	63
5.	職務（B）や人材活用の仕組み等（C）が同じ短時間労働者の処遇について	65
6.	正社員と職務かつ人材活用の仕組み等が同じで（実質）無期契約（D）の短時間 労働者（第8条適用者）に対する差別待遇禁止について	69

7. 短時間労働者から正社員への転換について……………	70
8. 待遇決定事項の説明や待遇に係る苦情等を受けた場合の自主的解決努力について…	71
第2節 改正パートタイム労働法を基にっその処遇改善を進めるには……………	74
論点①均衡待遇に係るアプローチ……………	74
論点②正社員転換に係るアプローチ……………	82
論点③職務分離と職務統合……………	87
第Ⅱ部 ヒアリング調査結果……………	93
第1章 調査の概要……………	95
第2章 調査結果の概要……………	95
第3章 調査結果（各事例）……………	97
第1節 事例1……………	97
第2節 事例2……………	101
第3節 事例3……………	106
※事例はそれぞれ、1. 改正パートタイム労働法への対応内容、2. 企業の概要、	
3. 非正社員（短時間労働者）の雇用管理の現状、4. 非正社員（短時間労働者）	
の処遇体系、5. 正社員への転換、6. 非正社員（短時間労働者）の教育訓練、	
7. 非正社員（短時間労働者）の福利厚生、8. 同社における組織内公正性の	
考え方——の8項目で構成	
第4章 まとめに代えて……………	112
第Ⅲ部 資料	
① 調査票……………	115
② 附属統計表……………	145